



浦総契第 87 号
令和3年8月24日

事業者 各位

浦添市長
松本 哲治



磁気探査業務における管理技術者の資格要件について(通知)

みだしのことについて、2020年度まで「地質調査技士の資格または測量士(補)の資格を有する技術者、かつ磁気探査の経験を有する技術者」を認めるとした経過措置について、これ以上の延長は行わず、2021年4月から同資格要件を削除する(令和3年2月19日付土技第1601号)との通知を受けたことにより、本市においても同様の取り扱いとすることを通知いたします。

なお、本市の入札参加資格審査申請に当該技術者の登録がない事業所におきましては、磁気探査業務に指名されませんので、技術者が未登録の場合、速やかに変更届を提出するようお願いいたします。

記

1. 参考資料 1:磁気探査業務における管理技術者の資格要件
2. 参考資料 2:令和3年2月19日付土技第1601号「磁気探査業務における管理技術者の資格要件について(通知)」

磁気探査業務における管理技術者の資格要件

【資格要件変更前】

次のいずれかに当てはまるものとする。

- ① 技術士【総合技術監理部門(建設又は応用理学)】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ② 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成 12 年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ③ 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成 13 年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門又は応用理学部門)に4年以上従事している技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ④ 港湾海洋調査士【危険物探査部門】の資格を有する技術者
- ⑤ RCCM【地質部門又は土質及び基礎部門】の資格を有する技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ⑥ 一般社団法人沖縄県磁気探査協会が認定する磁気探査技士の資格を有する技術者
- ⑦ 地質調査技士の資格または測量士(補)の資格を有する技術者、かつ磁気探査の経験を有する技術者

【資格要件変更後】

次のいずれかに当てはまるものとする。

- ① 技術士【総合技術監理部門(建設又は応用理学)】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ② 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成 12 年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ③ 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成 13 年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ 本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門又は応用理学部門)に4年以上従事している技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ④ 港湾海洋調査士【危険物探査部門】の資格を有する技術者
- ⑤ RCCM【地質部門又は土質及び基礎部門】の資格を有する技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ⑥ 一般社団法人沖縄県磁気探査協会が認定する磁気探査技士の資格を有する技術者

土技第 1601 号
令和 3 年 2 月 19 日

土木建築部各課（所）長 殿

技術・建設業課長
(公 印 省 略)

磁気探査業務における管理技術者の資格要件について（通知）

みだしのことについて、平成 31 年 2 月 28 日付土技第 1510 号で 2020 年度末まで「地質調査技士の資格または測量士（補）の資格を有する技術者、かつ磁気探査の経験を有する技術者」を認めるとした経過措置については、これ以上の延長は行わず、2021 年 4 月から同資格要件を削除することとしましたので、通知します。

職員への周知方よろしくお願いします。

記

1. 特記仕様書記載例（案）については、別紙参照とする。
2. 参考資料 1：磁気探査業務に係る入札参加資格審査の緩和措置について

参考資料 2：平成 31 年 2 月 28 日付土技第 1510 号「磁気探査業務における管理技術者の資格要件について（通知）」

※特記仕様書記載例（案）及び参考資料 1、2 は添付を省略しています。